(下線の部分は改正部分)

○ 野田市行政手続条例(平成8年野田市条例第26号)

改正案

○野田市行政手続条例

平成8年12月25日野田市条例第26号

注 平成 18 年 3 月から改正経過を注記した。 改正 平成 12 年 3 月 31 日条例第 1 号 平成 14 年 12 月 27 日条例第 23 号 平成 18 年 3 月 30 日条例第 3 号 平成 21 年 3 月 31 日条例第 9 号

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 申請に対する処分(第5条―第11条)

第3章 不利益処分

第1節 通則(第12条—第14条)

第2節 聴聞(第15条—第26条)

第3節 弁明の機会の付与(第27条一第29条)

第4章 行政指導(第30条—第35条)

第4章の2 処分等の求め(第35条の2)

第5章 届出(第36条)

第6章 補則(第37条)

附則

第1章 総則

(目的等)

- 第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法 律第88号)第46条の規定の趣旨にのっと り、処分、行政指導及び届出に関する手続 に関し、共通する事項を定めることによっ て、市の行政運営における公正の確保と透 明性(行政上の意思決定について、その内容 及び過程が市民にとって明らかであること をいう。)の向上を図り、もって市民の権利 利益の保護に資することを目的とする。
- 2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、この条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(平 18 条例 3·一部改正)

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 条例等 市の条例及び市の執行機関 の規則(地方自治法(昭和 22 年法律第 67

○野田市行政手続条例

現

平成8年12月25日 野田市条例第26号

注 平成 18 年 3 月から改正経過を注記した。 改正 平成 12 年 3 月 31 日条例第 1 号 平成 14 年 12 月 27 日条例第 23 号 平成 18 年 3 月 30 日条例第 3 号 平成 21 年 3 月 31 日条例第 9 号

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 申請に対する処分(第5条―第11条)

第3章 不利益処分

第1節 通則(第12条—第14条)

第2節 聴聞(第15条—第26条)

第3節 弁明の機会の付与(第27条―第29条)

第4章 行政指導(第30条—第35条)

第5章 届出(第36条)

第6章 補則(第37条)

附則

第1章 総則

(目的等)

- 第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法 律第88号)第46条の規定の趣旨にのっと り、処分、行政指導及び届出に関する手続 に関し、共通する事項を定めることによっ て、市の行政運営における公正の確保と透 明性(行政上の意思決定について、その内容 及び過程が市民にとって明らかであること をいう。)の向上を図り、もって市民の権利 利益の保護に資することを目的とする。
- 2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、この条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(平 18 条例 3·一部改正)

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 条例等 市の条例及び市の執行機関 の規則(地方自治法(昭和 22 年法律第 67

- 号)第138条の4第2項に関する規程を含む。以下同じ。)並びに千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年千葉県条例第1号)及び千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年千葉県条例第6号)により市が処理することとされた事務について規定する千葉県の条例及び千葉県の執行機関の規則をいう。
- (2) 法令 法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)並びに条例等をいう。
- (3) 処分 条例等に基づく行政庁の処分 その他公権力の行使に当たる行為をい う。
- (4) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分
 - イ 申請により求められた許認可等を拒 否する処分その他申請に基づき当該申 請をした者を名宛人としてされる処分
 - ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にす ることとされている処分
 - エ 許認可等の効力を失わせる処分で あって、当該許認可等の基礎となった 事実が消滅した旨の届出があったこと を理由としてされるもの
- (6) 市の機関 地方自治法第2編第7章の 規定により設置される市の執行機関その 他法律の規定により市に設置される機関 (議会を除く。)若しくはこれらに置かれ る機関又はこれらの機関の職員であって 法令上独立に権限を行使することを認め られた職員をいう。
- (7) 行政指導 市の機関がその任務又は 所掌事務の範囲内において一定の行政目

- 号)第138条の4第2項に関する規程を含む。以下同じ。)並びに千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年千葉県条例第1号)及び千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年千葉県条例第6号)により市が処理することとされた事務について規定する千葉県の条例及び千葉県の執行機関の規則をいう。
- (2) 法令 法律及び法律に基づく命令(告 示を含む。)並びに条例等をいう。
- (3) 処分 条例等に基づく行政庁の処分 その他公権力の行使に当たる行為をい う。
- (4) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分
 - イ 申請により求められた許認可等を拒 否する処分その他申請に基づき当該申 請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処 分
 - ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下に することとされている処分
 - エ 許認可等の効力を失わせる処分で あって、当該許認可等の基礎となった 事実が消滅した旨の届出があったこと を理由としてされるもの
- (6) 市の機関 地方自治法第2編第7章の 規定により設置される市の執行機関その 他法律の規定により市に設置される機関 (議会を除く。)若しくはこれらに置かれ る機関又はこれらの機関の職員であって 法令上独立に権限を行使することを認め られた職員をいう。
- (7) 行政指導 市の機関がその任務又は 所掌事務の範囲内において一定の行政目

- 的を実現するため特定の者に一定の作為 又は不作為を求める指導、勧告、助言そ の他の行為であって処分に該当しないも のをいう。
- (8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。)をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる用語の意義は第32条において同号中「条例等に基づく行政庁」とあるのは「行政庁」と、同項第4号に掲げる用語の意義は第31条において同号中「条例等」とあるのは「法令」とする。

(適用除外)

- 第3条 次の各号に掲げる処分及び行政指導 については、次章から<u>第4章の2</u>までの規 定は、適用しない。
 - (1) 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて徴税吏員がする行政指導
 - (2) 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
 - (3) 公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
 - (4) 専ら人の学識技能に関する試験又は 検定の結果についての処分
 - (5) 相反する利害を有する者の間の利害 の調整を目的としてされる裁定その他の 処分(その双方を<u>名宛人</u>とするものに限 る。)及び法令に基づいてされる行政指導
 - (6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導
 - (7) 報告又は物件の提出を命ずる処分そ

- 的を実現するため特定の者に一定の作為 又は不作為を求める指導、勧告、助言そ の他の行為であって処分に該当しないも のをいう。
- (8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。)をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる用語の意義は第32条において同号中「条例等に基づく行政庁」とあるのは「行政庁」と、同項第4号に掲げる用語の意義は第31条において同号中「条例等」とあるのは「法令」とする。

(適用除外)

- 第3条 次の各号に掲げる処分及び行政指導 については、次章から<u>第4章</u>までの規定は、 適用しない。
 - (1) 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて徴税吏員がする行政指導
 - (2) 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
 - (3) 公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
 - (4) 専ら人の学識技能に関する試験又は 検定の結果についての処分
 - (5) 相反する利害を有する者の間の利害 の調整を目的としてされる裁定その他の 処分(その双方を<u>名あて人</u>とするものに 限る。)及び法令に基づいてされる行政指 導
 - (6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導
 - (7) 報告又は物件の提出を命ずる処分そ

- の他その職務の遂行上必要な情報の収集 を直接の目的としてされる処分及び行政 指導
- (8) 第3章に規定する聴聞<u>又は</u>弁明の機 会の付与の手続その他の意見陳述のため の手続においてされる処分及び行政指導
- 2 前項各号に掲げるもののほか、補助金等 (市が国、県及び市以外の者に対して交付す る補助金、負担金、利子補給金その他相当 の反対給付を受けない給付金をいう。)の交 付に関する処分については、次章及び第3 章の規定は、適用しない。

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくは その機関に対する処分(これらの機関又は 団体がその固有の資格において当該処分の <u>名宛人</u>となるものに限る。)及び行政指導並 びにこれらの機関又は団体がする届出(こ れらの機関又は団体がその固有の資格にお いてすべきこととされているものに限る。) については、この条例の規定は、適用しな

第2章 申請に対する処分 (審査基準)

- 第5条 行政庁は、申請により求められた許 認可等をするかどうかをその条例等の定め に従って判断するために必要とされる基準 (以下「審査基準」という。)を定めるもの とする。
- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たって は、当該許認可等の性質に照らしてできる 限り具体的なものとしなければならない。
- 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを 除き、条例等により当該申請の提出先とさ れている機関の事務所における備付けその 他の適当な方法により審査基準を公にして おかなければならない。

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めた

- の他その職務の遂行上必要な情報の収集 を直接の目的としてされる処分及び行政 指導
- (8) 第3章に規定する聴聞<u>若しくは</u>弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続においてされる処分及び行政 指導
- 2 前項各号に掲げるもののほか、補助金等 (市が国、県及び市以外の者に対して交付す る補助金、負担金、利子補給金その他相当 の反対給付を受けない給付金をいう。)の交 付に関する処分については、次章及び第3 章の規定は、適用しない。

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくは その機関に対する処分(これらの機関又は 団体がその固有の資格において当該処分の <u>名あて人</u>となるものに限る。)及び行政指導 並びにこれらの機関又は団体がする届出 (これらの機関又は団体がその固有の資格 においてすべきこととされているものに限 る。)については、この条例の規定は、適用 しない。

第2章 申請に対する処分 (審査基準)

- 第5条 行政庁は、申請により求められた許 認可等をするかどうかをその条例等の定め に従って判断するために必要とされる基準 (以下「審査基準」という。)を定めるもの とする。
- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たって は、当該許認可等の性質に照らしてできる 限り具体的なものとしなければならない。
- 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを 除き、条例等により当該申請の提出先とさ れている機関の事務所における備付けその 他の適当な方法により審査基準を公にして おかなければならない。

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めた

ときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査及び応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請をすることできる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

- 第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。
- 2 前項本文に規定する処分を書面ですると きは、同項の理由は、書面により示さなけ ればならない。

(平 21 条例 9·一部改正)

(情報の提供)

- 第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当 該申請に係る審査の進行状況及び当該申請 に対する処分の時期の見通しを示すよう努 めなければならない。
- 2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請 者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書 類に関する事項その他の申請に必要な情報 の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法によ

ときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査及び応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

- 第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。
- 2 前項本文に規定する処分を書面ですると きは、同項の理由は、書面により示さなけ ればならない。

(平 21 条例 9·一部改正)

(情報の提供)

- 第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当 該申請に係る審査の進行状況及び当該申請 に対する処分の時期の見通しを示すよう努 めなければならない。
- 2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請 者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書 類に関する事項その他の申請に必要な情報 の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法によ

り当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

- 第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。
- 2 一の申請又は同一の申請者からされた相 互に関連する複数の申請に対する処分につ いて複数の行政庁が関与する場合において は、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相 互に連絡をとり、当該申請者からの説明の 聴取を共同して行う等により審査の促進に 努めるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

- 第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。
- 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たって は、当該不利益処分の性質に照らしてでき る限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

- 第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。
 - (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 ア 許認可等を取り消す不利益処分をし ようとするとき。
 - イ アに規定するもののほか、<u>名宛人</u>の 資格又は地位を直接にはく奪する不利 益処分をしようとするとき。
 - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合で あって行政庁が相当と認めるとき。
 - (2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

り当該申請者以外の者の意見を聴く機会を 設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

- 第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。
- 2 一の申請又は同一の申請者からされた相 互に関連する複数の申請に対する処分につ いて複数の行政庁が関与する場合において は、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相 互に連絡をとり、当該申請者からの説明の 聴取を共同して行う等により審査の促進に 努めるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

- 第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。
- 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たって は、当該不利益処分の性質に照らしてでき る限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

- 第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。
 - (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 ア 許認可等を取り消す不利益処分をし ようとするとき。
 - イ アに規定するもののほか、<u>名あて人</u> の資格又は地位を直接にはく奪する不 利益処分をしようとするとき。
 - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合で あって行政庁が相当と認めるとき。
 - (2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

- (1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要 があるため、前項に規定する意見陳述の ための手続を執ることができないとき。
- (2) 条例等上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。
- (3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。
- (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
- (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名宛人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

- 第14条 行政庁は、不利益処分をする場合に は、その<u>名宛人</u>に対し、同時に、当該不利 益処分の理由を示さなければならない。た だし、当該理由を示さないで処理をすべき 差し迫った必要がある場合は、この限りで ない。
- 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名宛人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。
- 3 不利益処分を書面でするときは、前2項の 理由は、書面により示さなければならない。第2節 聴聞

- (1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要 があるため、前項に規定する意見陳述の ための手続を執ることができないとき。
- (2) 条例等上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。
- (3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。
- (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
- (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名あて人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

- 第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処理をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。
- 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名あて人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。
- 3 不利益処分を書面でするときは、前2項の 理由は、書面により示さなければならない。 第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

- 第 15 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
 - (2) 不利益処分の原因となる事実
 - (3) 聴聞の期日及び場所
 - (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の 名称及び所在地
- 2 前項の書面においては、次の各号に掲げる 事項を教示しなければならない。
 - (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
 - (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利 益処分の原因となる事実を証する資料の 閲覧を求めることができること。
- 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき 者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、その者の氏名、 同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに 当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載 した書面をいつでもその者に交付する旨を 野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第 9号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示 することによって行うことができる。この 場合においては、掲示を始めた日から2週 間を経過したときに、当該通知がその者に 到達したものとみなす。

(代理人)

- 第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条 第3項後段の規定により当該通知が到達し たものとみなされる者を含む。以下「当事 者」という。)は、代理人を選任することが できる。
- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を 行政庁に届け出なければならない。 (参加人)

(聴聞の通知の方式)

- 第 15 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
 - (2) 不利益処分の原因となる事実
 - (3) 聴聞の期日及び場所
 - (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の 名称及び所在地
- 2 前項の書面においては、次の各号に掲げる 事項を教示しなければならない。
 - (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
 - (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利 益処分の原因となる事実を証する資料の 閲覧を求めることができること。
- 3 行政庁は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

- 第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条 第3項後段の規定により当該通知が到達し たものとみなされる者を含む。以下「当事 者」という。)は、代理人を選任することが できる。
- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に 関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を 行政庁に届け出なければならない。 (参加人)

- 第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第2項第6号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。
- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、 代理人を選任することができる。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項 の代理人について準用する。この場合にお いて、同条第2項及び第4項中「当事者」 とあるのは、「参加人」と読み替えるものと する。

(文書等の閲覧)

- 第 18 条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第 24 条第 3 項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日にお ける審理の進行に応じて必要となった資料 の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び 場所を指定することができる。 (聴聞の主宰)
- 第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その 他規則で定める者が主宰する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
 - (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
 - (2) 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
 - (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
 - (4) 前 3 号に規定する者であったことの ある者

- 第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第2項第6号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。
- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、 代理人を選任することができる。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項 の代理人について準用する。この場合にお いて、同条第2項及び第4項中「当事者」 とあるのは、「参加人」と読み替えるものと する。

(文書等の閲覧)

- 第 18 条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第 24 条第 3 項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときではければ、その閲覧を拒むことができない。
- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日にお ける審理の進行に応じて必要となった資料 の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び 場所を指定することができる。 (聴聞の主宰)
- 第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その 他規則で定める者が主宰する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
 - (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
 - (2) 前号に規定する者の配偶者、四親等内 の親族又は同居の親族
 - (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
 - (4) 前 3 号に規定する者であったことの ある者

- (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は 補助監督人
- (6) 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

- 第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。
- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、 並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に 対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに 出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要がある と認めるときは、当事者若しくは参加人に 対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠 書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に 対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭 しないときであっても、聴聞の期日におけ る審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開 することを相当と認めるときを除き、公開 しない。

(陳述書等の提出)

- 第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び 証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

- 第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理 の結果、なお聴聞を続行する必要があると 認めたときは、更に新たな期日を定めるこ とができる。
- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

- (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は 補助監督人
- (6) 参加人以外の関係人 (聴聞の期日における審理の方式)
- 第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。
- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、 並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に 対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに 出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要がある と認めるときは、当事者若しくは参加人に 対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠 書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に 対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭 しないときであっても、聴聞の期日におけ る審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開 することを相当と認めるときを除き、公開 しない。

(陳述書等の提出)

- 第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び 証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

- 第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理 の結果、なお聴聞を続行する必要があると 認めたときは、更に新たな期日を定めるこ とができる。
- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

- 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。(当事者の不出頭等の場合における聴聞の
- 第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。
- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び聴聞報告書)

- 第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載 した調書を作成し、当該調書において、不 利益処分の原因となる事実に対する当事者 及び参加人の陳述の要旨を明らかにしてお かなければならない。
- 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が 行われた場合には各期日ごとに、当該審理 が行われなかった場合には聴聞の終結後速 やかに作成しなければならない。
- 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益 処分の原因となる事実に対する当事者等の 主張に理由があるかどうかについての意見 を記載した報告書を作成し、第1項の調書 とともに行政庁に提出しなければならない。

- 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)
 - 第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。
 - 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当 事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せ ず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書 又は証拠書類等を提出しない場合におい て、これらの者の聴聞の期日への出頭が相 当期間引き続き見込めないときは、これら の者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠 書類等の提出を求め、当該期限が到来した ときに聴聞を終結することとすることがで きる。

(聴聞調書及び聴聞報告書)

- 第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載 した調書を作成し、当該調書において、不 利益処分の原因となる事実に対する当事者 及び参加人の陳述の要旨を明らかにしてお かなければならない。
- 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が 行われた場合には各期日ごとに、当該審理 が行われなかった場合には聴聞の終結後速 やかに作成しなければならない。
- 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益 処分の原因となる事実に対する当事者等の 主張に理由があるかどうかについての意見 を記載した報告書を作成し、第1項の調書 とともに行政庁に提出しなければならな い。

- 4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前 4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前 項の報告書の閲覧を求めることができる。 (聴聞の再開)
- 第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事 情にかんがみ必要があると認めるときは、 主宰者に対し、前条第3項の規定により提 出された報告書を返戻して聴聞の再開を命 ずることができる。第22条第2項本文及び 第3項の規定は、この場合について準用す

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第26条 行政庁は、不利益処分の決定をする ときは、第24条第1項の調書の内容及び同 条第3項の報告書に記載された主宰者の意 見を十分に参酌してこれをしなければなら ない。

第3節 弁明の機会の付与 (弁明の機会の付与の方式)

- 第27条 弁明は、行政庁が口頭ですることを 認めたときを除き、弁明を記載した書面(以 下「弁明書」という。)を提出してするもの とする。
- 2 弁明をするときは、証拠書類等を提出する ことができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

- 第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭 による弁明の機会の付与を行う場合には、 その日時)までに相当な期間をおいて、不利 益処分の名宛人となるべき者に対し、次の 各号に掲げる事項を書面により通知しなけ ればならない。
 - (1) 予定される不利益処分の内容及び根 拠となる条例等の条項
 - (2) 不利益処分の原因となる事実
 - (3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭に よる弁明の機会の付与を行う場合には、 その旨並びに出頭すべき日時及び場所) (聴聞に関する手続の準用)
- 第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、 弁明の機会の付与について準用する。この 場合において、第15条第3項中「第1項」 とあるのは「第28条」と、「同項第3号及 び第 4 号 | とあるのは「同条第 3 号 | と、 「同項各号」とあるのは「同条各号」と、 第16条第1項中「前条第1項」とあるのは 「第 28 条」と、「同条第 3 項後段」とある のは「第29条において準用する第15条第 3項後段」と読み替えるものとする。

- 項の報告書の閲覧を求めることができる。 (聴聞の再開)
- 第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事 情にかんがみ必要があると認めるときは、 主宰者に対し、前条第3項の規定により提 出された報告書を返戻して聴聞の再開を命 ずることができる。第22条第2項本文及び 第3項の規定は、この場合について準用す

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第26条 行政庁は、不利益処分の決定をする ときは、第24条第1項の調書の内容及び同 条第3項の報告書に記載された主宰者の意 見を十分に参酌してこれをしなければなら

第3節 弁明の機会の付与 (弁明の機会の付与の方式)

- 第27条 弁明は、行政庁が口頭ですることを 認めたときを除き、弁明を記載した書面(以 下「弁明書」という。)を提出してするもの とする。
- 2 弁明をするときは、証拠書類等を提出する ことができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

- 第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭 による弁明の機会の付与を行う場合には、 その日時)までに相当な期間をおいて、不利 益処分の名あて人となるべき者に対し、次 の各号に掲げる事項を書面により通知しな ければならない。
 - (1) 予定される不利益処分の内容及び根 拠となる条例等の条項
 - (2) 不利益処分の原因となる事実
 - (3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭に よる弁明の機会の付与を行う場合には、 その旨並びに出頭すべき日時及び場所) (聴聞に関する手続の準用)
- 第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、 弁明の機会の付与について準用する。この 場合において、第15条第3項中「第1項」 とあるのは「第28条」と、「同項第3号及 び第 4 号 | とあるのは「同条第 3 号 | と、 「同項各号」とあるのは「同条各号」と、 第 16 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは 「第28条」と、「同条第3項後段」とある のは「第29条において準用する第15条第 3項後段」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

(行政指導の一般原則)

- 第30条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。
- 2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政 指導に従わなかったこと又は第35条第1項 の規定による<u>行政指導の中止等の求め</u>をし たことを理由として、不利益な取扱いをし てはならない。ただし、行政指導に協力が 得られない場合において、他の条例で定め るところにより、当該行政指導の趣旨及び 内容その他当該条例で定める事項(次項に おいて「事実等」という。)を公表すること を妨げない。
- 3 前項ただし書の場合において市の機関は、 事実等を公表しようとするときは、当該行 政指導の相手方に意見を述べる等の機会を 与えなければならない。

(申請に関連する行政指導)

- 第 31 条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。
- 2 前項の規定は、申請者が行政指導に従わないことにより公の利益に著しい障害を生ずるおそれがある場合に、当該行政指導に携わる者が当該行政指導を継続することを妨げない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第 32 条 許認可等をする権限又は許認可等 に基づく処分をする権限を有する市の機関 が、当該権限を行使することができない場 合又は行使する意思がない場合においてす る行政指導にあっては、行政指導に携わる 者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示 すことにより相手方に当該行政指導に従う ことを余儀なくさせるようなことをしては ならない。

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並

第4章 行政指導

(行政指導の一般原則)

- 第30条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。
- 2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政 指導に従わなかったこと又は第35条第1項 の規定による<u>苦情の申出</u>をしたことを理由 として、不利益な取扱いをしてはならない。 ただし、行政指導に協力が得られない場合 において、他の条例で定めるところにより、 当該行政指導の趣旨及び内容その他当該条 例で定める事項(次項において「事実等」と いう。)を公表することを妨げない。
- 3 前項ただし書の場合において市の機関は、 事実等を公表しようとするときは、当該行 政指導の相手方に意見を述べる等の機会を 与えなければならない。

(申請に関連する行政指導)

- 第 31 条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。
- 2 前項の規定は、申請者が行政指導に従わないことにより公の利益に著しい障害を生ずるおそれがある場合に、当該行政指導に携わる者が当該行政指導を継続することを妨げない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第 32 条 許認可等をする権限又は許認可等 に基づく処分をする権限を有する市の機関 が、当該権限を行使することができない場 合又は行使する意思がない場合においてす る行政指導にあっては、行政指導に携わる 者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示 すことにより相手方に当該行政指導に従う ことを余儀なくさせるようなことをしては ならない。

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並

びに責任者を明確に示さなければならない。

- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法 令の条項
 - (2) 前号の条項に規定する要件
 - (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合 する理由
- 3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。
- 4 前項の規定は、次の各号に掲げる行政指導については、適用しない。
 - (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
 - (2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(平 21 条例 9·一部改正)

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

(行政指導の中止等の求め)

第 35 条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例(市の条例並びに千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により市が処理することとされた事務について規定する千葉県の条例をいう。以下この条及び次条にお

びに責任者を明確に示さなければならない。

- ② 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。
- <u>3</u> 前項の規定は、次の各号に掲げる行政指導 については、適用しない。
 - (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
 - (2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(平 21 条例 9・一部改正) (複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

(苦情の申出)

第35条 行政指導の相手方は、当該行政指導 に関し苦情があるときは、当該行政指導を した市の機関に対し、理由を記載した書面 により、その是正その他必要な措置を執る よう苦情を申し出ることができる。ただし、 許認可等又は不利益処分に至るまでの過程 において行われる行政指導にあっては、当 該許認可等又は不利益処分がなされた後に いて同じ。)に置かれているものに限る。) の相手方は、当該行政指導が当該法律又は 条例に規定する要件に適合しないと思料す るときは、当該行政指導をした市の機関に 対し、その旨を申し出て、当該行政指導の 中止その他必要な措置をとることを求める ことができる。ただし、当該行政指導がそ の相手方について弁明その他意見陳述のた めの手続を経てされたものであるときは、 この限りでない。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した 申出書を提出してしなければならない。 2 前項の市の機関は、同項の苦情の申出を誠 実に処理しなければならず、当該苦情の申
 - (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 当該行政指導の内容
 - (3) 当該行政指導がその根拠とする法律 又は条例の条項
 - (4) 前号の条項に規定する要件
 - (5) 当該行政指導が前号の要件に適合し ないと思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該市の機関は、第1項の規定による申出 があったときは、必要な調査を行い、当該 行政指導が当該法律又は条例に規定する要 件に適合しないと認めるときは、当該行政 指導の中止その他必要な措置をとらなけれ ばならない。

第4章の2 処分等の求め

- 第35条の2 何人も、法令に違反する事実が ある場合において、その是正のためにされ るべき処分又は行政指導(その根拠となる 規定が法律又は条例に置かれているものに 限る。)がされていないと思料するときは、 当該処分をする権限を有する行政庁又は当 該行政指導をする権限を有する市の機関に 対し、その旨を申し出て、当該処分又は行 政指導をすることを求めることができる。
- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した 申出書を提出してしなければならない。
 - (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 法令に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分又は行政指導の内容
 - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる 法令の条項

おいては、この限りでない。

2 前項の市の機関は、同項の苦情の申出を誠 実に処理しなければならず、当該苦情の申 出に理由があると認めるときは、速やかに 行政指導の是正等の適切な措置を講ずるも のとする。

- (5) 当該処分又は行政指導がされるべき であると思料する理由
- (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定 による申出があったときは、必要な調査を 行い、その結果に基づき必要があると認め るときは、当該処分又は行政指導をしなけ ればならない。

第5章 届出

(届出)

- 第 36 条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき行政上の義務が履行されたものとする。
- 2 届出が前項の要件に適合していない場合 は、行政庁は、速やかに当該届出をすべき 者に対して補正を求めるものとする。

第6章 補則

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 18 条例 3·一部改正)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に第15条第1項又は第28条の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に、届出がされた後一定 期間内に限りすることができることとされ ている不利益処分に係る当該届出がされた 場合においては、当該不利益処分に係る手 続に関しては、第3章の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

(他の条例の一部改正)

4 野田市税賦課徴収条例(昭和 25 年野田市 条例第 27 号)の一部を次のように改正す る。

第2条の2の次に次の1条を加える。

第5章 届出

(届出)

- 第36条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき行政上の義務が履行されたものとする。
- 2 届出が前項の要件に適合していない場合 は、行政庁は、速やかに当該届出をすべき 者に対して補正を求めるものとする。

第6章 補則

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 18 条例 3·一部改正)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に第15条第1項又は第28条の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に、届出がされた後一定 期間内に限りすることができることとされ ている不利益処分に係る当該届出がされた 場合においては、当該不利益処分に係る手 続に関しては、第3章の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

(他の条例の一部改正)

4 野田市税賦課徴収条例(昭和 25 年野田市 条例第 27 号)の一部を次のように改正す る。

第2条の2の次に次の1条を加える。

(野田市行政手続条例の適用除外)

- 第2条の3 野田市行政手続条例(平成8年 野田市条例第26号)第3条第1項又は第 4条に定めるもののほか、市税に関する 条例又は規則の規定による処分その他公 権力の行使に当たる行為については、野 田市行政手続条例第2章及び第3章の規 定は、適用しない。
- 2 野田市行政手続条例第3条第1項、第4 条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務 の適正な実現を図るために行われる行政 指導(同条例第2条第7号に規定する行政 指導をいう。)については、同条例第33 条第2項及び第34条の規定は、適用しない。
- 5 野田市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積並びに土地の掘削行為の規制に関する条例(昭和60年野田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

6 野田市環境保全条例(平成8年野田市条例 第20号)の一部を次のように改正する。

第54条を次のように改める。

第54条 削除

附 則(平成12年3月31日野田市条例 第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行 する。(後略)

> 附 則(平成 14 年 12 月 27 日野田市条 例第 23 号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日野田市条例 第 3 号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日野田市条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して7月を 超えない範囲内において規則で定める日か ら施行する。

(平成21年規則第35号で平成21年10月5日から施行)

(野田市行政手続条例の適用除外)

- 第2条の3 野田市行政手続条例(平成8年 野田市条例第26号)第3条第1項又は第 4条に定めるもののほか、市税に関する 条例又は規則の規定による処分その他公 権力の行使に当たる行為については、野 田市行政手続条例第2章及び第3章の規 定は、適用しない。
- 2 野田市行政手続条例第3条第1項、第4 条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務 の適正な実現を図るために行われる行政 指導(同条例第2条第7号に規定する行政 指導をいう。)については、同条例第33 条第2項及び第34条の規定は、適用しない。
- 5 野田市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積並びに土地の掘削行為の規制に関する条例(昭和60年野田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

6 野田市環境保全条例(平成8年野田市条例 第20号)の一部を次のように改正する。

第54条を次のように改める。

第54条 削除

附 則(平成12年3月31日野田市条例 第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成 14 年 12 月 27 日野田市条 例第 23 号)

この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日野田市条例 第 3 号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日野田市条例 第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して7月を 超えない範囲内において規則で定める日か ら施行する。

(平成21年規則第35号で平成21年10月5日から施行)